

市第6号議案

横浜市立高等学校の授業料等に関する条例の一部改正

横浜市立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年5月24日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

横浜市立高等学校の授業料等に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第77号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市立学校の授業料等に関する条例

第1条中「入学選考手数料」の次に「並びに横浜市立南高等学校附属中学校（以下「中学校」という。）の入学選考手数料」を加える。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 入学選考手数料

ア 高等学校

全日制課程 2,200 円

定時制課程 650 円

別 科 2,200 円

イ 中学校 2,200 円

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

横浜市立南高等学校附属中学校の設置に伴い、同校の入学選考手数料を徴収するため、横浜市立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市立高等学校の授業料等に関する条例（抜粋）

（ 上段 改正案 / 下段 現 行 ）

横浜市立学校の授業料等に関する条例
横浜市立高等学校の授業料等に関する条例

（目的）

第1条 横浜市立高等学校（以下「高等学校」という。）の授業料、入学金及び入学選考手数料 並びに横浜市立南高等学校附属中学校（以下「中学校」という。）の入学選考手数料（以下「授業料等」という。）に関し必要な事項については、この条例の定めるところによる。

（授業料等の額）

第2条 授業料等の額は、次のとおりとする。

（第1号及び第2号省略）

(3) 入学選考手数料

<u>全日制課程</u>	<u>2,200 円</u>
<u>定時制課程</u>	<u>650 円</u>
<u>別 科</u>	<u>2,200 円</u>
<u>ア 高等学校</u>	
<u>全日制課程</u>	<u>2,200 円</u>
<u>定時制課程</u>	<u>650 円</u>
<u>別 科</u>	<u>2,200 円</u>
<u>イ 中学校</u>	<u>2,200 円</u>